

南城市告示第 134 号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定と南城市税条例第18条の規定により、次のとおり掲示する。

なお、当該書類は南城市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和 8 年 9 月 24 日

南城市長 大城 憲幸



1. 送達をする書類

令和8年度 軽自動車税納税通知書

2. 送達を受ける者の住所及び氏名

送達を受ける者の住所	送達を受ける者の氏名	備考
沖縄県南城市佐敷字津波古999番地3 ネクスコート親川202号	城間 健太	
沖縄県南城市大里字稲嶺1902番地1 コーポ金八202号室	前田 和幸	
沖縄県那覇市泊3丁目4番地1 Naka group Bldg. 9 506	渡口 翔二	
沖縄県那覇市首里平良町1丁目29番地4	仲田 和敬	
沖縄県南城市玉城字親慶原49番地1	喜屋武 盛光	
沖縄県南城市大里字古堅760番地2	國吉 淳	
沖縄県那覇市牧志2丁目12番23号 青雲荘1-B	真津 研太	

3. その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4. 連絡先

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

南城市役所 市民部 税務課 市民税係

TEL.098-917-5328